
朴槿恵政権と日米韓安保関係の再調整

拒否的抑止の地域的連動

倉田 秀也
Kurata Hideya

1 問題の所在——日米韓関係と「中国要因」

北朝鮮の「水爆」実験（2016年1月6日）と事実上の弾道ミサイルの発射（2016年2月8日）を受け、朴槿恵韓国大統領は国政演説でこう語った——「同盟国である米国との協調はむしろ、韓米日3国間の協力も強化していくでしょう。中国とロシアとの連携も引き続き重視していくでしょう」⁽¹⁾。この演説が注目されたのは、朴槿恵が日米韓3国間の安全保障協力を中国よりも先に言及したからにほかならない。振り返ってみれば、北朝鮮の第3回核実験（2013年2月12日）の後、朴槿恵は大統領就任辞（2013年2月25日）で「米国・中国・日本・ロシア……とさらに厚い信頼を重ねるでしょう」⁽²⁾と述べ、対日関係よりも中国に先に言及していた。それは対米同盟を重視しつつも、日本を追及するため歴史問題で中国と共通の対立軸をつくろうとする対中外交を予告していた。これを考えたとき、朴槿恵が国政演説で述べた「韓米日3国間の協力」の強化は、外交的な軌道修正を示唆していた。しかも日韓二国間関係については、2015年11月に多国間協議の場を借りたとはいえ、朴槿恵政権発足後初の日韓首脳会談が実現し、同年末には日韓外相会談で「慰安婦問題」について、少なくとも問題解決の枠組みは生まれたのである。

かつてヴィクター・チャは、1970年代初頭から冷戦終結前後までの日米韓安全保障関係の展開を同盟理論で言う「見捨てられ・巻き込まれ（abandonment/entrapment）」の懸念を用いて考察した。チャはそこから、ニクソン、カーター政権にみられるように、在韓米軍の削減・撤退計画など、米国が対韓軍事コミットメントを低減することが韓国に「見捨てられ」の懸念を植えつけ、それが対日関係の改善をもたらすという経験則を抽出した⁽³⁾。しかし、朴槿恵政権において、対日関係の改善が米国の対韓軍事コミットメントの低減を背景にしていたとは考えにくい。

そもそも米韓両国は、盧武鉉政権とブッシュ政権との間で、米韓連合軍司令官が掌握する韓国軍に対する「戦時」作戦統制権を2012年4月17日に返還することに合意していた。ところが、李明博政権はオバマ政権との間で、「戦時」作戦統制権の返還を2015年12月1日に延期するとともに、その時期までに在韓米軍基地を黄海に面する平澤をはじめ南方に再配置する課題を「同期化（synchronize）」することに合意し、それを『戦略同盟2015』という文書にまとめていた⁽⁴⁾。これが実現すれば、米韓連合軍司令部（US-Korea CFC〔Combined Forces Command〕）は解体され、在韓米軍は司令部を含めソウルを離れることになる。在韓米軍が中国を

含む地域的任務を担う「戦略的柔軟性」を帯びるなら、韓国は米中対立に「巻き込まれ」かねなかった。ところが、朴槿惠政権は、2014年10月の第46回米韓安全保障協議会（SCM: US-ROK Security Consultative Meeting）で、「戦時」作戦統制権の返還を再延期することの合意を米国からとりつけた。これにより、CFCは解体を免れ、主要基地も当面ソウル以北に残留することになったのである。

なお当然のことながら、チャの議論はそれが扱った時期から、冷戦終結後の日米韓関係と中国との関係については考察していない。これについてユ・ヒョンジュは、冷戦終結後の韓国外交を検討し、韓国が北朝鮮と中国からの「二重の脅威（dyad threats）」に晒されているとしたうえで、韓国の対米姿勢を決定する要因として中国の「有用性（usefulness）」の概念を提唱した。ユによると、北朝鮮の核・ミサイル開発、対南武力行使を抑制するうえで、韓国が中国を「有用」と認識することが韓中関係を緊密にし、それが米韓関係に軋轢を生むという⁽⁵⁾。この議論によれば、北朝鮮の「水爆」実験を中国が制御できなかったことで、韓国は中国の「有用性」の限界を認識し、米国・日本との安全保障領域での提携を強めているとの解釈もありうる。

ところが、韓国外交において対米関係と対中関係は排他的とは限らない。朴槿惠政権は対米同盟の強化が対中関係を強化する余地を生むとして、その外交的空間を最大化しようとしたが⁽⁶⁾、米韓同盟がゆえに韓中関係に軋轢を生じさせないことは、朴槿惠政権に固有ではなく、戦域ミサイル防衛（TMD: Theater Missile Defense）としてミサイル防衛の問題がはじめて提起された金大中政権以降、韓国外交の基軸のひとつであった。朴槿惠が金大中と同様、対米関係と対中関係の調整に最も苦慮したのも、ミサイル防衛の問題であった。米国が終末高高度防衛（THAAD: Terminal High Altitude Area Defense）システムの韓国配備を提起し、中国が厳しく反発したからである。THAADの迎撃ミサイルは高高度（約40から150キロ）を担当し、弾道ミサイルが韓国領空に突入しない限り作動しないが、それに付随するXバンド（10GHz帯）のAN/TPY-2（Army Navy/Transportable Radar Surveillance-2）レーダー（以下、Xバンドレーダーと略記）が、そのモード次第では中国大陆内部に及びうるというのがその理由であった⁽⁷⁾。

金大中政権と朴槿惠政権が共通しているのは、これだけではない。両政権はともにその任期中に、「日米防衛協力のための指針」（以下、「ガイドライン」）が改定され、日本国内で安全保障関連の法整備が進行する時期にあたっていた。これら日米同盟の「更新」は、韓国「戦時」を念頭に置くがゆえに、両政権がこれらにいかに対応したかを考察することは、日米韓安保関係の力学をみるうえで不可欠の作業となる。以下、金大中政権との比較を念頭に、朴槿惠政権がTHAADの韓国配備に至る過程で、対日米関係をいかに調整したかを対中関係にも配慮しつつ述べてみる。

2 原型としての金大中政権——懲罰的抑止と日米同盟の「更新」

（1）懲罰的抑止の限界——ミサイル防衛の対中含意

本来、韓国には拒否的抑止——敵対国の武力攻撃を無力化することによる抑止——への信頼性はきわめて低い。拒否的抑止はそれが失敗した際、損害限定——敵対国の武力攻撃に対

し、自国が被る損害を極小化する手段——に転ずるが、ロケット砲など北朝鮮の火力は確実に首都ソウルを破壊でき、ミサイル防衛が北朝鮮の弾道ミサイルを防御できたとしてもソウルを防衛することは困難と考えられたからである。むしろ、韓国はミサイル防衛による拒否的抑止よりは、懲罰的抑止——敵対国の武力攻撃に同等以上の攻撃的報復を加える用意を示すことによる抑止——により北朝鮮の対南武力行使を抑止することを主眼とし、その主軸は冷戦終結後も、在韓米軍の安定的駐留にあると考えられた⁽⁸⁾。

この文脈で、金大中政権は特筆されてよい。在野時代から「冷戦構造の解体」を主張していた金大中にとって、国際連合軍司令部の解体、「戦時」作戦統制権の回収は長期的には不可欠の課題であったに違いない。しかし、金大中は在任中、米国にこれらを提起したことはなかった。金大中が提起したのは、むしろ韓国軍の弾道ミサイルの射程延長であった。

確かに、北朝鮮が「テポドン-I」発射（1998年8月31日）で弾道ミサイルの射程を約1500キロに延ばすのに対して、韓国の弾道ミサイルの射程が「米韓ミサイル覚書」で180キロに抑えられていることには韓国軍内の不満もあったろう。趙成台国防部長官は1999年7月、コーエン米国防長官に対して、その射程を500キロに延長することを求めた⁽⁹⁾。金大中は南北首脳会談でも分断の平和的管理の必要性を訴え、南北国防長官会議など軍備管理の枠組みを定着させようとした。韓国軍主要部隊は米韓連合軍司令官の「戦時」作戦統制下にあったが、金大中は「平時」において韓国軍の懲罰的抑止力を高めることで南北間の軍備管理を優先し、その延長線上に「戦時」作戦統制権の回収を位置付けた。

かくして2001年7月、韓国は弾道ミサイルの射程延長の合意を米国から取りつけ、「米韓ミサイル覚書」は4半世紀以上を経て改定されることになった。これにより韓国は、射程300キロまでの弾道ミサイルの開発と配備が可能になった。しかし上述のとおり、射程500キロへの延長を求めてきた韓国にとって、射程300キロは当初の期待には及ばなかった。しかも、射程300キロで韓国の弾道ミサイルが平壤に到達するためには、北朝鮮の火力に最も脆弱な前線近くに配備しなければならない。韓国が懲罰的抑止力を高めるためには、この時の「米韓ミサイル覚書」の改正は過渡的な措置と言わなければならない。

しかしながら、金大中を当惑させたのは、米国が拒否的抑止としてTMDへの参加を打診してきたことであった。これに対して中国は、韓国にTMDが配備されれば、米国のミサイル防衛に連動し、自らの対米抑止力が削がれるとの疑念を向けた。当時、平和体制樹立のため中国の参加を得て4者会談（韓国、北朝鮮、米国、中国）が展開されるなか、金大中は多国間協議と対米同盟の間で挟撃されるかたちとなった。当時、韓国大統領府（青瓦台）で外交安保首席秘書官の任にあった林東源が1999年2月に訪中した際、唐家璇外交部長は米国のミサイル防衛の「標的がどの国にあるかは明らか」⁽¹⁰⁾と述べたというが、これは韓国のTMDへの参加を阻止するための牽制であり恫喝であった。

これに対して金大中は、軍事境界線とソウルの近接性を指摘したうえで、TMDに「参加しない」と明言し、中国も後にそれを高く評価した⁽¹¹⁾。ただし、金大中がミサイル防衛で「米国・日本との間で葛藤が生じることはない」⁽¹²⁾と述べたことは吟味されなければならない。米国がTMD参加を慫慂するなか、韓国がその構想のすべてを拒絶することは考えにくく、金

大中は中国を対象としうる上層のミサイル防衛装備の導入を拒みつつも、北朝鮮のみを対象とする低層防衛の装備を米国から導入することで同盟管理を考えた。金大中の発言には、韓国で自己完結する拒否的抑止力を構築することについて、日米両国から理解が得られるとの自負が込められていた。その要件を満たすのは当初、PAC-3 (Phased Array Tracking Radar Intercept on Target, Advanced Capability-3) と考えられた。その迎撃ミサイルとレーダーが朝鮮半島に局限されるため、中国との軋轢は生じにくいと考えられたからである。

にもかかわらず、金大中政権後を担った盧武鉉政権は、PAC-3が米国のミサイル防衛との相互運用性が強いことを重視し、ドイツ空軍からの使用済みのPAC-2 (迎撃高度約15から20キロ) の導入に終わった。盧武鉉政権はPAC-2の導入で中国に配慮する一方、低層防衛までも拒絶したわけではないと主張した。このように、韓国で「ミサイル防衛」とは中国を念頭に置く米国の構想と同義に解された。翻れば、ミサイル防衛が韓国だけで自己完結するのなら、米国のミサイル防衛に参加してはいないと考えられたのである。

(2) 金大中訪日——日米韓安保協力の両立と限界

金大中はミサイル防衛が地域的な広がりをもつことを許さなかったが、それは対日米安保協力を妨げるものではなかった。すでに、「ノドン」発射 (1993年5月27日) と第1次北朝鮮核危機を受け、韓国「戦時」が日本にも波及するという認識の下、「日米安保共同宣言」 (橋本龍太郎首相・クリントン大統領、1996年4月17日) は、弾道ミサイルとの関連で「既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協議を行う」とし、TMDについての日米共同研究を視野に入れていた。

ただし当時、日米間で「ガイドライン」の改訂が検討中であつたとはいえ、それは「テポドン-I」発射の前年に作成されていた。したがって、「ガイドライン」には、「テポドン-I」発射で高まった北朝鮮の弾道ミサイル脅威と日米韓安保協力との関連は明記されなかった。実際、1997年9月に改定された「ガイドライン」 (以下、「97ガイドライン」と略記) では、「弾道ミサイル攻撃」は「日本に対する武力攻撃がなされた場合」の「日米共同対処」の一例として挙げられ、「周辺事態」とは切り離されていた。また、そこでは「情報活動」も弾道ミサイルとは切り離して記述されていたのである⁽¹³⁾。

この文脈から、弾道ミサイル脅威に対する日米韓安保協력에着手するうえで、1998年10月の金大中訪日はその関係改善に大きく寄与したと言ってよい。金大中は「テポドン-I」発射後の北朝鮮の弾道ミサイル脅威を巧みに利用し、国会演説では北朝鮮の弾道ミサイル発射による「日本国民の衝撃と憂慮を十分に理解」しつつ、「強固な対北朝鮮協力」を呼びかけた。さらに、金大中が小渕恵三首相とともに発表した「日韓共同宣言」も、「北朝鮮のミサイル開発が放置されれば、日本、韓国及び北東アジア地域全体の平和と安全に悪影響を及ぼすことにつき意見の一致をみた」と謳った。ここで言う「北東アジア地域全体」とは、この時期における北朝鮮の弾道ミサイルの射程を示唆していた。

日韓間で安保協力の必要が確認されたことは、歴史問題に関する日韓間の軋轢を鎮静化させ、それがさらに日韓間の安保協力を促進させるという好循環をもたらした。「日韓共同宣言」では、小渕首相が植民地統治期に韓国国民に「多大な損害と苦痛」を与えたとして「痛

切な反省と心からのお詫び」を述べ、それは「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」（以下、「日韓行動計画」と略記）の発表を促した。この文書は、「防衛・国防当局間による防衛交流の拡大・強化」を謳うなど、日韓間の安保協力の端緒となった。その翌年に「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（以下、「周辺事態法」）が成立したとき、韓国では自衛隊の活動拡大を意味するとして憂慮する声もあったが、「日韓共同宣言」と「日韓行動計画」は、「周辺事態法」への韓国の反発を最低限に抑制したと考えなければならない⁽¹⁴⁾。

ただし、金大中が国会演説で北朝鮮の弾道ミサイルの脅威が「北東アジア地域全体」に及ぶとして、その地域的文脈を示唆したにもかかわらず、「日韓行動計画」では、「大量破壊兵器及びその運搬手段であるミサイル」の「拡散」に憂慮を示し、日韓協力の強化を謳いながらも、ミサイル防衛については言及を避けていた。その時期、「テポドン-I」発射を受け、日本は米国と海上配備型上層のミサイル防衛について共同技術研究に関する覚書を交わそうとしていた。これに対して日韓間の文書がミサイル防衛での協力を欠いたのは、韓国がその拒否的抑止を局地的な低層防衛に限定しようとする意図からであったと考えてよい。

3 朴槿惠政権のミサイル防衛——拒否的抑止への傾斜と日米同盟の「更新」

(1) 局地的ミサイル防衛の踏襲——「キル・チェーン」とKAMD

冒頭に示したとおり、李明博政権は「戦時」作戦統制権の返還を2015年末に延期することでオバマ政権から合意を得るが、それは韓国にとって懲罰的抑止力の必要性が減殺されることを意味しなかった。『戦略同盟2015』では、2015年末に韓国に「戦時」作戦統制権を返還されるとともに在韓米軍基地もソウル以北を離れることになっていた。李明博は韓国が独自の懲罰的抑止力をもつには、金大中政権期に改定された「米韓ミサイル覚書」で許された韓国の弾道ミサイル射程300キロでは不十分と考えた。韓国は2009年10月に弾道ミサイルの射程をさらに延長することを米国に提起し、2011年10月に「米韓ミサイル覚書」で韓国の弾道ミサイルの射程を上限800キロに改定することで合意をとりつけた。しかし、弾道ミサイルの射程延長は——金大中政権とは異なり——南北対話を背景とするものではなく、「天安」沈没（2010年3月26日）後、韓国が北朝鮮に独自の経済制裁措置（「5・24措置」）を課すなか、その懲罰的抑止力が南北間の軍備管理に連動する曙光はみられなかった。

そこで構想されたのが「キル・チェーン（Kill-Chain）」であった。この構想は、北朝鮮の移動起立発射機（TEL: Transporter Erector Launcher）搭載の弾道ミサイルを含め、発射兆候を事前に探知（detect）し、防禦（defend）、攪乱（disrupt）、破壊（destroy）することで無力化する「4D戦略」とも呼ばれたが、これを韓国軍が単独で整備するのは困難であり、米軍の情報・監視・偵察（ISR: Intelligence, Surveillance, Reconnaissance）能力、指揮・統制・通信・コンピューター・情報処理（C4I: Command, Control, Communications, Computers & Intelligence）に当面依存せざるをえないと考えられた。これは弾道ミサイルの射程延長で高まった韓国軍の懲罰的抑止力を米軍のISRおよびC4Iと一体化させることで、米韓共同の拒否的抑止に読み換えることにほかならなかった。したがって、この構想は米軍が「戦時」作戦統制権を掌握する現存の米

韓連合軍体制で効果的に運用できると考えられた。この構想は朴槿惠にも継承され、「国軍の日」(2013年10月1日)で朴槿惠は、「キル・チェーン」構想に触れたうえで「韓米連合軍体制の維持」に言及した。朴槿惠のこの発言は、韓国軍が単独では「キル・チェーン」構想による拒否的抑止を整備できないことを自認し、「戦時」作戦統制権を当面米軍に委ねる意思を公表したに等しかった⁽¹⁵⁾。

「キル・チェーン」構想が浮上するに従って、韓国型ミサイル防衛(KAMD: Korea Air Missile Defense)も輪郭を整えつつあった。この構想は北朝鮮による第1回核実験(2006年10月9日)の直後に遡るが、当時の盧武鉉政権が「平和繁栄政策」の下、北朝鮮との融和を図るなか具体化されることはなかった。ただし、朴槿惠政権のKAMDは北朝鮮のみを対象とする局地的なミサイル防衛であって——金大中政権と同様——中国を念頭に置くものと解されてはならなかった。2013年10月、金寛鎮国防部長官は記者会見で、米国のミサイル防衛に加入しない独自のミサイル防衛を構築すると強調し、迎撃最高高度約15キロの中距離地对空誘導弾(M-SAM: Medium-range Surface-to-Air-Missile)「天弓」と迎撃最高高度約60キロの長距離地对空誘導弾(L-SAM: Long-range Surface-to-Air-Missile)を開発し、PAC-2もPAC-3に更新する計画を明らかにした⁽¹⁶⁾。

M-SAM「天弓」は2016年3月に迎撃実験に成功したが⁽¹⁷⁾、その最高迎撃高度はPAC-2のそれと大差なく、L-SAMも完成しても迎撃高度はTHAADのそれには及ばない。しかし、L-SAMは迎撃高度の低さゆえに、それに付随する多機能レーダーの探知距離も中国に到達しないことこそがむしろその要諦であった⁽¹⁸⁾。L-SAMが「K(韓国型)-THAAD」と渾名されたように、韓国はL-SAMはTHAADに代替し、中国の警戒を招かないと考えた。さらに金寛鎮は、THAADはもとより、イージス艦搭載型RIM-161スタンダード・ミサイル(SM: Standard Missile)-3については「購入を決定したことも考慮したこともない」と述べた。韓国のイージス艦がSM-3——ブロック1Aの場合、その最高高度は約500キロ——を搭載すれば、中国の中距離弾道ミサイル(IRBM: Intermediate-range Ballistic Missile)を迎撃する能力をもつ。韓国のミサイル防衛が、北朝鮮の弾道ミサイルのみを対象とするなら、迎撃ミサイルの高度はより低くなければならなかった。

韓国は依然として、KAMDが米国のミサイル防衛とは連動しないことを強調したが⁽¹⁹⁾、その効用が韓国で局地的に自己完結するにせよ、米軍の関与を遮断するものではなかった。ヘーゲル米国防長官は、米国のミサイル防衛とKAMDが同一である必要はないと断わりながらも、「相互運用性のあるシステムを共同で運用したい」と述べた。ヘーゲルがここで「指揮・統制にかかわるところが大きい」⁽²⁰⁾と述べたように、米軍が「戦時」作戦統制権を掌握する限り、韓国「戦時」には米軍がKAMDの運用に関与する。「戦時」作戦統制権が米軍の掌中にある以上、「キル・チェーン」構想が米軍のISRおよびC4Iと一体化するように、KAMDも運用面で米軍と連動しう。しかし、KAMDが米軍と相互運用性の高いPAC-3をその装備の一部に用いるにしても、それに付随するMPQ-65フェーズド・アレイ・レーダーは、突入する弾道ミサイルの終末段階を追尾するものであるうえ、その弾道ミサイルに関する情報も米韓間で共有されるにすぎず、地域的な広がりはないと考えられた。

(2) 日米同盟「更新」との共振——「戦時」作戦統制権返還再延期の効用

TMDにみたように、金大中はとりわけミサイル防衛の問題では、米中対立が朝鮮半島に波及しないよう苦慮したが、それは盧武鉉政権を経て李明博政権にも継承された。『戦略同盟2015』では2015年末に「戦時」作戦統制権が韓国軍に返還されると同時に、在韓米軍も黄海に面する平澤等に移転することになっていたことはすでに述べたが、李明博は米韓同盟が北朝鮮のみを対象とする「局地同盟」から中国をも対象とする「地域同盟」の様相を呈することを懸念していた。「天安」沈没後に展開した「不朽の精神 (Invincible Spirit)」作戦、延坪島砲撃(2010年11月23日)の後に黄海上で展開された米韓合同軍事演習でも、李明博は朝鮮半島に米中対立が波及することを懸念した。これらの軍事演習が北朝鮮の対南武力行使を発端とする以上、北朝鮮さえ抑止すれば米中両国が朝鮮半島で対立することはなく、韓国は中国との関係を拡大できると李明博は考えた⁽²¹⁾。朝鮮半島での米中協調を基軸とする外交の大略は、朴槿惠にも継承されていった。

他方、李明博政権と朴槿惠政権の外交が金大中政権のそれと際立って異なるのが、対日関係であった。上述のとおり、金大中が1998年の訪日で限定的とはいえ日韓安保協力の端緒をつくったのに対し、朴槿惠は米中関係のなかで韓国の外交空間を拡大すべく日本の発言力を抑制しようとした。とりわけ、李明博政権末期に日韓間の軍事情報包括的保全協定(GSO-MIA: General Security of Military Information Agreement)と物品役務相互提供協定(ACSA: Acquisition and Cross-Servicing Agreement)が成立直前に流産して日本との安保協力は停滞していた。そのうえ、「慰安婦問題」は朴槿惠に格好の外交的争点を提供した。朴槿惠は政権発足直後から、「慰安婦問題」の解決を日韓関係改善の条件に据え、2013年9月末には、訪韓したヘーゲルが日韓関係改善と日米韓3国間の安保協力の必要を強調したのに対して、朴槿惠はこの解決を前提条件に挙げていたのである⁽²²⁾。

このような朴槿惠の外交姿勢に修正を迫った要因のひとつは、朴槿惠自身が招いたのかもしれない。上述のとおり、2013年秋には朴槿惠の「戦時」作戦統制権の返還を再延期する方針は固まっていたが、2014年10月の第46回SCMで正式に決定が下り、それ以降この問題は「条件ベース」で議論されることになった⁽²³⁾。これにより米韓同盟は盧武鉉政権以前がおおむね「復元」したかたちとなるが、これは日米同盟の「更新」と並行していた。SCM翌日の米韓外務・防衛担当閣僚会合で、米国側は「ガイドライン」の再改定(以下、「15ガイドライン」と略記)につき韓国側に説明し、日米韓3国間の情報共有のための協議を続けることも確認したという⁽²⁴⁾。韓民求国防部長官は、「15ガイドライン」について「今まで〔韓国が〕要求した内容が適切な水準で反映されている」(括弧内は引用者)⁽²⁵⁾と述べていたが、この認識を生んだのも、朴槿惠政権が「戦時」作戦統制権の返還再延期をはじめ、対米同盟の強化を図ったからにはほかならない。別言すれば、米国の対韓軍事コミットメントが、日米同盟の「更新」に対する韓国の反発を最低限に緩和していたと言ってもよい。

「15ガイドライン」は、ミサイル問題に特化して言えば、「平時からの協力措置」として「防空及びミサイル防衛」が挙げられ、「情報交換の拡大」などが明記されたが、この文書で特筆すべきは、新たに「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」が設けられ、「各々、

米国又は第三国」への武力攻撃が想定されていたことである。ここで言う「第三国」とは韓国を含むとみてよいが、各論では「日本と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃の形態として、「弾道ミサイル攻撃」が想定され、自衛隊と米軍が迎撃で協力するほか、「弾道ミサイル発射の早期探知を確実にを行うため情報交換を行う」とされた。したがって、「15ガイドライン」それ自体が、北朝鮮の弾道ミサイルに対処するための情報交換をはじめとする日米韓3国間の協力を要請していた⁽²⁶⁾。2014年末、「日米韓3国間の情報共有取り決め」(TISA: Tri-lateral Information Sharing Agreement between Japan, the US and the ROK)⁽²⁷⁾が成立したが、これは「15ガイドライン」と同様の脈絡のうえで、北朝鮮の弾道ミサイルに特化して日米韓3国間で交わされた取り決めであった。

これを受けて後に「我が国及び国際社会の平和および安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(以下、「平和安保法制」と略記)が成立するが、その一部を構成する「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(武力攻撃・存立危機事態法)は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を想定しているが、ここで言う「我が国と密接な関係にある他国」は、「15ガイドライン」と同様、韓国を含む。

これと同様に、「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(「重要影響事態法」)は「周辺事態法」を改正するかたちをとるが、そこで言及された「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」(第1条)のうち、「外国の領域における対応措置」が必要とされる事態のひとつもまた、韓国「戦時」であったと考えてよい⁽²⁸⁾。この時期、すでに日韓両首脳が別々に日韓国交正常化50周年の記念行事に出席していたが、「慰安婦問題」で強硬姿勢を崩さなかった尹炳世外交部長官も、日本とは歴史問題とは別に、「戦略的・互惠的事案では協調および協力を持続するツー・トラック戦略」⁽²⁹⁾をとると述べ、「15ガイドライン」と「平和安保法制」におおむね共振していたのである。

4 局地的ミサイル防衛の限界——THAAD星州配備の決定

米韓同盟の「復元」と日米同盟の「更新」は、THAADの韓国配備にも波及した。「戦時」作戦統制権を米軍に委ねることを決定した以上、在韓米軍基地防衛を主任務とするTHAAD導入を拒絶することは困難となる。何よりも、「15ガイドライン」が成立する過程で交わされたTISAは、朴槿惠政権にTHAAD導入を迫っていた。もとより、朴槿惠政権がTHAAD配備に逡巡したのは、中国を敵対視しない拒否的抑止力としてKAMDを構想したにもかかわらず、THAADがかつてのTMDよりも中国に向けて含意が大きかったからである。THAADの導入は、米中対立を朝鮮半島に波及させないよう苦慮してきた朴槿惠政権の外交の前提を揺るがすに等しかった。

他方、THAADがもつ地域的含意はこれにとどまらない。上述のとおり、「15ガイドライン」の採択を受け、日米韓3国は北朝鮮の弾道ミサイルに特化したTISAを交わしていた。し

かも、Xバンドレーダーは航空自衛隊の青森県車力分屯基地と米軍の京都府経ヶ岬通信所に配備されている。すでに日米間には情報共有体制が確立しているため、Xバンドレーダーで得られた情報は米太平洋軍司令部の指揮統制戦闘管理通信システム（C2BMC: Command, Control, Battle Management and Communications）に送られる。それに加えてTHAADが韓国に配備されれば、それは日米韓関係という地域的含意ももたざるをえない。

さらに、2016年1月の北朝鮮による「水爆」実験がTHAAD配備の議論を促進した。これを受け朴槿恵は「米軍の戦力資産の追加展開」と「拡大抑止力を含む連合防衛力」に言及した⁽³⁰⁾。この時点で、朴槿恵は事実上、THAADの韓国配備を決断したと言ってよい。これに伴い、韓国国防部がTHAADとL-SAMを「重複運営」する可能性を示唆するに至り⁽³¹⁾、L-SAMはもはや、THAADとは排他的な関係ではなくなっていた。かくして3月初旬には、米第8軍司令部司令官のヴァンダル中将与柳済昇国防部政策室長がTHAAD配備のための「米韓共同実務団構成関連約定」に署名したのである⁽³²⁾。

その過程で、中国からの批判は避けられなかった。『解放軍報』はすでに2月の時点で、1面すべてを割いてTHAAD批判を展開したが、そこに掲載された論評はいずれもXバンドレーダーの探知距離を2000キロと報じていた⁽³³⁾。これに対して米国は、ブリンケン米国務次官の演説にみられるように、THAADが北朝鮮の弾道ミサイルのみを対象とし、中国の安全を脅かすものではないと累次強調しなければならなかった⁽³⁴⁾。

他方、THAADの韓国配備が決定する過程で、北朝鮮の弾道ミサイル脅威に関する日米韓間の協調は深化していた。2016年初頭に提示された青瓦台への国防部業務報告には、日米韓3国間で北朝鮮の弾道ミサイルの情報を「常時共有するチャンネル」が年内に構築されると記された⁽³⁵⁾。それ以降、日米韓3国は統合参謀本部議長間の協議をもち⁽³⁶⁾、6月末には、TISAに従ってハワイ沖で弾道ミサイル追尾に関する演習（「パシフィック・ドラゴン」）が、はじめて韓国軍の参加を得て実施された⁽³⁷⁾。この演習は、米国がTHAADの韓国配備を念頭に置き、そのXバンドレーダーで得た情報がC2BMCに送られることを前提としていた。しかも、韓民求国防部長官が述べたように、「平時」には「在韓米軍第7空軍と韓国空軍が協力」⁽³⁸⁾してTHAADを運用するとはいえ、韓国が引き続き「戦時」作戦統制権を米軍に委ねることを決定した以上、「戦時」に陥れば米軍の作戦統制下に置かれる。かくして7月7日、在韓米軍と韓国国防部はTHAADの韓国配備を正式に発表し⁽³⁹⁾、その後わずか1週間足らず後の13日に、韓国国防部が配備先をいったん、慶尚北道星州の韓国空軍防空施設に選定したのである⁽⁴⁰⁾。

これらの決定でも、中国への配慮が優先されていたのは言うまでもない。THAAD配備決定に際して米韓両国が脅威を与えないと強調した「第三国」は、明らかに中国を指していた。THAADの迎撃ミサイルの射程は北方に約200キロであるうえ、Xバンドレーダーも「射撃統制レーダー」（終末モード）で運用されるとされた⁽⁴¹⁾。そうだとすれば、Xバンドレーダーの探知距離は600から800キロ前後と考えられ、星州に配備されるなら中朝国境をわずかに超過するにすぎない。しかも、星州は忠清北道との道境となる小白山脈の東側に位置する。THAAD自体は移動可能とはいえ、星州に配備されればXバンドレーダーはその西方への探知を山脈に遮られることになる。

中国外交部はTHAAD配備が決定した当日、その撤回を促す声明を発表したが⁽⁴²⁾、その後米韓両国がTHAADを星州に配備し、そのXバンドレーダーも終末モードで運用すると発表したことも、中国の反応を変えるには至らなかった。星州への配備決定後も、Xバンドレーダーの探知距離を2000キロとする中国の認識は変わることはなかった⁽⁴³⁾。

THAADの星州配備の決定後、韓民求は国会臨時会で、THAADが米国のミサイル防衛の一部を構成するものではないと強調し⁽⁴⁴⁾、韓国に配備されるミサイル防衛システムは中国を敵対視しないという金大中政権以来の解釈を踏襲した。韓民求はここで一時は、韓国軍がXバンドレーダーで得た北朝鮮の弾道ミサイルの情報は韓国にとどまるとさえ述べた⁽⁴⁵⁾。さらに韓民求は、米国のミサイル防衛に「参加」することの定義を問われ、「MOU〔覚書〕を交わし、ミサイルの生産、配置、運用、教育、訓練の全般にわたるフル・スペクトラムの協力をする事」（括弧内は引用者）と答弁した。韓民求は米国のミサイル防衛への「参加」を狭く定義することで、韓国がTHAAD配備にもかかわらず、米国のミサイル防衛に「参加」していないと主張しようとした。しかし、THAADはそのXバンドレーダーはもとより、TISAを受けて配備されたことから言っても、その地域的含意は否定できない。韓国のミサイル防衛が韓国だけで自己完結するという韓国固有の解釈は、もはや現実から遊離している。

5 結語——「戦略的柔軟性」と「戦略的均衡」

冷戦終結後の日韓関係に改善をもたらす安全保障上の要因は、冷戦期を考察したヴィクター・チャの議論とは異なり、米国の対韓軍事コミットメントの低減にあるのではない。朴槿惠政権についても、「戦時」作戦統制権の返還再延期にみられるように、その米韓同盟を強固にする姿勢こそ、韓国「戦時」を念頭に置く「15ガイドライン」と「平和安保法制」に韓国が共振する関係性を生んだ。その過程で交わされたTISAは、THAADの韓国配備を促進した。冒頭に触れた「慰安婦問題」に関する日韓合意も、その延長線上に位置付けられる。

このように、北朝鮮の「水爆」実験を待たず、日米韓安保関係の再調整が先行していた。韓国が中国の「有用性」を認識することが米韓関係に緊張をもたらすとするユ・ヒョンジュの議論はこれに該当しない。北朝鮮の「水爆」実験で、朴槿惠が中国の「有用性」に疑問を付したにせよ、それは日米韓安保提携を促進したものであったとしても、日米韓安保提携それ自体をもたらしたものではなかった。「中国要因」はあくまでも触媒と考えなければならない。ユの議論はむしろ、「戦時」作戦統制権の返還を求める一方、歴代大統領で唯一2度の公式訪中を果たした盧武鉉政権に該当するかもしれないが、その「中国要因」と米韓関係との因果関係には、なお再考の余地がある。

他方、李明博と朴槿惠政権は、「戦時」作戦統制権に限定してみても、盧武鉉とブッシュ政権の間の合意を覆したかたちとなるが、この2つの政権は南北対話の断絶という代価を払わねばならなかった。しかもその間、李明博は「天安」沈没と延坪島砲撃に遭い、北朝鮮に「5・24措置」を課したまま青瓦台を去った。朴槿惠政権も北朝鮮の「水爆」実験後、「5・24措置」が例外とした開城工業団地の操業も中断して現在に至っている。この過程で、金大中政権が試みた懲罰的抑止による南北間の軍事的信頼醸成の曙光は遮られていった。代わって、

北朝鮮の対南武力行使とともに核・ミサイル能力が高まるに従って、韓国は「キル・チェーン」構想と KAMD など、拒否的抑止力の拡充に傾斜していった。

さらに、韓国の拒否的抑止力は、THAAD 韓国配備に至り、地域的な広がりももちつつある。その X バンドレーダーで得られた情報は、韓国にのみ滞留するのではなく、米軍を介して日本防衛にも寄与する。その限りで、THAAD の韓国配備は、韓国「戦時」と日米韓安保協力を念頭に作成された「15 ガイドライン」と「平和安保法制」と同一の脈絡に属する。韓国は中国の警戒を避けるべく、そのミサイル防衛は韓国で自己完結するという固有の解釈に立っていたが、THAAD の韓国配備はその解釈の限界を示している。

振り返ってみれば、米中対立を朝鮮半島に波及させないことは、金大中政権以来、韓国外交の基軸のひとつであった。ところが、THAAD の韓国配備が——米韓側の意図にかかわらず——中国の批判を招いていることをみたとき、在韓米軍が「地域同盟」として北朝鮮のみならず中国も対象とする「戦略的柔軟性」は、ミサイル防衛の領域に表われていると言ってもよい。これに対して中国は、THAAD の韓国配備を北東アジアでの「戦略的均衡」を崩すものとして批判している⁽⁴⁶⁾。金大中政権期、ミサイル防衛は韓国が最も米中間の対立を回避しようとした領域であった。皮肉にも朴槿惠政権では、この問題は、米中両国が朝鮮半島で対立する領域となりつつある。これこそ、日米韓安保提携に傾斜した朴槿惠政権が払わなければならない代価だったのかもしれない。

- (1) 「国政に関する国会演説、2016-2-16」〈http://www1.president.go.kr/news/speech.php?srh%5Bpage%5D=3&srh%5Bview_mode%5D=detail&srh%5Bseq%5D=14201〉。
- (2) 「第18代大統領就任辞（2-25）」『朴槿惠大統領演説文集（第1巻）』、ソウル：大統領秘書室、2014年、44ページ。
- (3) See, Victor D. Cha, *Alignment Despite Antagonism: The United States-Korea-Japan Security Triangle*, Stanford: Stanford University Press, 1999（船橋洋一監訳・倉田秀也訳『米日韓 反目を超えた提携』、有斐閣、2003年）。
- (4) 倉田秀也「米韓連合軍司令部の解体と『戦略的柔軟性』——冷戦終結後の原型と変則的展開」、久保文明編『アメリカにとって同盟とはなにか』、中央公論新社、2013年、180ページ。
- (5) See, Hyon Joo Yoo, “The China Factor in the US-South Korea Alliance: the Perceived Usefulness of China in the Korean Peninsula,” *Australian Journal of International Affairs*, Vol. 68, No. 1 (2014)。
- (6) 朴槿惠政権の外交を米中関係の文脈から考察したものとして、倉田秀也「習近平『新型大国関係』と韓国——朴槿惠政権の『均衡論』」、平成26年度外務省外交・安全保障調査研究事業『主要国の対中認識・政策』、日本国際問題研究所、2015年3月を参照。
- (7) 2015年初頭までの中国による THAAD への批判は、同上、38ページを参照。
- (8) 『国民の政府5年 国政資料集〔第1巻〕——政治・外交・統一・国防』、ソウル：国政弘報処、2003年、580-581ページ。
- (9) 権永根・金鍾大・文正仁『金大中と国防』、ソウル：延世大学校大学出版文化院、2015年、342ページ。
- (10) 林東源『林東源回顧録 ピースメーカー——南北関係と北核問題20年』、ソウル：中央ブックス、2008年、421ページ（波佐場清訳『林東源回顧録——南北首脳会談への道』、岩波書店、2008年、245ページ）。
- (11) 倉田秀也「ミサイル防衛と韓国——その選択的導入と『ミサイル不均衡』」、森本敏編『ミサイル

- 防衛——新しい国際安全保障の構図』、日本国際問題研究所、2002年、139ページ。
- (12) 「青瓦台出入記者歓談会、1999. 5. 17」『金大中大統領演説文集（第2巻）』、ソウル：大統領秘書室、2000年、281ページ。以下、ここでの金大中の発言からの引用はこの文献による。
- (13) 「日米防衛協力のための指針、1997年9月23日」。
- (14) 倉田秀也「北朝鮮の弾道ミサイル脅威と日米韓関係——新たな地域安保の文脈」『国際問題』第468号（1999年3月）、9ページ。同「日米同盟の『更新』と日韓関係——リアリズムが復権するとき」『外交』第34号（2015年11月）、102-103ページ参照。
- (15) 「10.1建軍第65周年国軍の日記念式」、前掲『朴槿惠大統領演説文集』、217-218ページ。詳細は、倉田秀也「米韓抑止態勢の再検討——『戦時』作戦統制権の返還再延期の効用」、平成26年度外務省外交・安全保障調査研究事業『朝鮮半島のシナリオ・プランニング』、日本国際問題研究所、2015年3月を参照。
- (16) 『国防日報』2013年10月17日。以下、この会見での金寛鎮の発言からの引用はこの文献による。
- (17) 『国防日報』2016年3月21日。
- (18) Bradley Perrett, “Korean SAM Improvement To Counter Tactical Ballistic Threats: South Korean MSAM Upgrade Targets Ballistic Missiles, November 5, 2015” <<http://aviationweek.com/defense/korean-sam-improvement-counter-tactical-ballistic-threats>>.
- (19) 『国防日報』2012年10月26日。
- (20) “Joint Press Conference with Secretary Hagel and Minister Kim Kwan-jin in the Republic of Korea October 2, 2013” <http://seoul.usembassy.gov/p_rok_100213.html>.
- (21) 李明博『大統領の時間 2008—2013』、ソウル：RHK、283-293ページ。
- (22) 「大統領、初めてヘーゲル米国国防長官と接見、2013-09-30」<<http://www.president.go.kr/news/newsList.php>>.
- (23) これに至る過程の詳細は、倉田秀也「在韓米軍再編と指揮体系の再検討——『戦略同盟2015』修正の力学」『国際安全保障』第42巻第3号（2014年12月）を参照。
- (24) “Media Note, Office of the Spokesperson, Joint Statement of the 2014 United States-Republic of Korea, Foreign and Defense Ministers’ Meeting, Washington, DC, October 24, 2014” <<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/10/233340.htm>>.
- (25) 『第332回国会（臨時会）国防委員会会議録』第4号（2014年4月28日）、6ページ。
- (26) 「日米防衛協力のための指針、2015年4月27日」。
- (27) Trilateral Information Sharing Agreement Concerning the Nuclear and Missile Threats Posed by North Korea among the Ministry of National Defense of the Republic of Korea, the Ministry of Defense of Japan, and the Department of Defense of the United States of America.
- (28) 「平和安保法制」における韓国「戦時」の位置付けについては、倉田秀也「日米韓安保体制の動揺と変革——米韓同盟の『復元』と日米同盟の『更新』」、小倉和夫・康仁徳・日本経済研究センター編『解剖 北朝鮮リスク』、日本経済新聞出版社、2016年、295-301ページを参照。
- (29) 「2016年度外交部予算案国会提案説明 2015. 10. 19. 国会」『信頼外交』、ソウル：外交部、2015年、215ページ。
- (30) 「対国民談話および記者会見（2016-01-13）」<http://www1.president.go.kr/news/briefingList.php?srh%5Bpage%5D=6&srh%5Bview_mode%5D=detail&srh%5Bseq%5D=13957>.
- (31) 『国防日報』2016年2月2日。
- (32) 『国防日報』2016年3月7日。
- (33) 羅朝文「勿為他人火中取栗」『解放軍報』2016年2月26日。倪海宁・崔宇明「解碼“薩德”」『解放軍報』2016年2月26日。
- (34) The Brookings Institution Holds a Discussion on “The Future of the U.S.-Republic of Korea (ROK)-Japan

- Trilateral Relationship (24/48),” Federal News Service, March 29, 2016, Tuesday.
- (35) 「朴大統領、外交安保新年業務報告」『国防日報』2016年1月25日。
- (36) “Joint Statement on Trilateral Joint Chiefs of Staff Meeting, February 11, 2016” <<http://www.usfk.mil/Media/News/tabid/12660/Article/654336/joint-statement-on-trilateral-joint-chiefs-of-staff-meeting.aspx>>.
- (37) Wyatt Olson “US, Japan, S. Korea Conducting First Joint Ballistic Missile Defense Drill,” *Stars and Stripes*, June 27, 2016.
- (38) 『第343回国会（臨時会）国会本会議会議録（臨時会議録）』第7号（2016年7月5日）、49ページ。
- (39) USFK/PAO, “ROK & U. S. Joint Statement: ROK-U. S. Alliance Agrees to Deploy THAAD, July 07, 2016” <<http://www.usfk.mil/Media/News/Article/831175/rok-us-joint-statement-rok-us-alliance-agrees-to-deploy-thaad/>>.
- (40) 『国防日報』2016年7月14日。
- (41) 「隙間なき国家安保！ 大韓民国安全に——韓・米駐韓米軍サード体系配置決定」『国防ジャーナル』通巻512号（2016年8月）、11ページ。
- (42) 「美国和韓国宣布部署“薩德”反導系統——外交部發表声明」『人民日報（海外版）』2016年7月9日。
- (43) 陳積敏「美韓部署“薩德”的安全虚幻」『光明日報』2016年7月31日。張紅「攪乱東北亞美居心叵測——必須警惕薩德」多諾効応」『人民日報（海外版）』2016年8月5日。
- (44) 『第344回国会（臨時会）国会本会議会議録（臨時会議録）』第1号（2016年7月19日）、34–35ページ。以下、この国会本会議での韓民求の発言からの引用は、この文献による。
- (45) なお、この発言は後に韓国国防部によって否定されることになる（『中央日報』2016年8月5日）。
- (46) 陳岳「“薩德”入韓破環地域戰略平衡」『解放軍報』2016年8月5日。

くらた・ひでや 防衛大学校教授

<http://www.nda.ac.jp/cc/ir/faculty/kurata.html>

kurata@nda.ac.jp